

平成30年7月豪雨により被災されたポリテクカレッジ等 入校試験応募者の受験手数料の免除について

ポリテクカレッジ等では、平成30年7月豪雨の被災者の経済的負担を軽減し、受験生の修学機会を確保するために、災害発生日以降の入校試験（実施済みを含む。）において、下記のとおり受験手数料の免除を行います。

1 免除対象となる入校試験

(1) 平成30年度入校試験

- 職業能力開発総合大学校の指導員養成訓練の職種転換課程
- 附属職業能力開発短期大学校及び港湾職業能力開発短期大学校の日本版デュアルシステム（専門課程活用型）

(2) 平成31年度入校試験

- 職業能力開発総合大学校の高度職業訓練の総合課程及び指導員養成訓練の長期養成課程、職種転換課程及び高度養成課程
- ポリテクカレッジ（職業能力開発大学校、附属職業能力開発短期大学校、港湾職業能力開発短期大学校横浜校及び神戸校）の高度職業訓練の専門課程及び応用課程及び日本版デュアルシステム（専門課程活用型）

2 免除対象者

災害発生日時点において、災害救助法適用地域に主たる学資負担者が居住していた応募者又は被災地域内の独立生計者であった応募者であって、罹災した事実を公的証明書等により証明が可能で、次のいずれかに該当する方

- (1) 家屋等の全壊、大規模半壊、半壊、流失の罹災証明が得られる方
(※一部損壊は除きます。)
- (2) 主たる学資負担者が震災により死亡又は行方不明の方

3 申請方法

○ これから出願される方

下記の申請書類を出願書類に添付し、出願される校あてに郵送又は持参にて申請してください。この申請を行う場合は、出願時に受験手数料を振り込まないでください。

○ 出願済みの方

既に納付した受験手数料の返還を希望される場合は、下記の申請書類を出願した校あてに郵送又は持参にて申請してください。【申請期限：平成31年1月15日（火）まで】

【申請書類】

- ①「受験手数料免除申請書」
- ②「罹災証明書等の写」（上記2の（1）に該当する方）
- ③「死亡又は行方不明を証明する書類の写」（上記2の（2）に該当する方）
- ④「免除承認における返還金振込承諾・振込先届」（出願済みの方のみ）

4 免除の承認

申請書類等を審査の上、免除の承認又は不承認を決定します。

詳細な申請方法等につきましては、事前に出願される又は出願した校あてにお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

公共職業訓練部大学校課

能開大関係

電話 043-213-7297、7298

職業大関係

電話 043-213-7304、7313